

九頭竜川中部漁業協同組合 内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第1号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動植物（あゆ、こい、ふな、いわな、やまめ及びもくづがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁業区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムでしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限、遊漁期間)

第3条 この組合の区域内においては、同条第2項の規定によるあゆについての公表の日から60日間は竿釣りによってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。

2 下記表①の第1欄の魚種を第2欄の区域において遊漁をする場合は、第3欄の期間に第4欄の漁具・漁法により行うものとする。ただし第1欄の魚種あゆ及びもくづがにについては下記表②の左欄の区域内においては同表中欄の期間中は、もくづがにの採捕は行ってはならない。また、右欄の漁具・漁法以外でのあゆの採捕も行ってはならない。

表①

魚種	区域	期間	漁具・漁法
あ ゆ	九頭竜川の高屋橋橋台下流端から北陸自動車道九頭竜川橋橋台上流端までの間を除く区域	公表した 解禁日から 11月14日まで	ルアーおよびリールは使用禁止 友釣：1人1竿、道糸の長さは竿長に1mを加えた長さ、針はおとりあゆの尾びれ末端から10cm以内で、柳または4本いかり以内
	九頭竜川の高屋橋橋台下流端から北陸自動車道九頭竜川橋橋台上流端までの間の区域	公表した 解禁日から 11月30日まで	毛針釣：1人1竿、道糸の長さは10m以下 わき投げ網：長さ8m以下、網目3cm以上、網高80cm以下 ころ釣（あゆ空かけづり）

こい ふな	九頭竜川の高屋橋橋台下流端から北陸自動車道九頭竜川橋橋台上流端までの間を除く区域	2月16日から 11月14日まで	竿釣
	九頭竜川の高屋橋橋台下流端から北陸自動車道九頭竜川橋橋台上流端までの間の区域	1月1日から 12月31日まで	
いわな やまめ	九頭竜川の布施田橋橋台下流端から下流の区域及び七瀬川九頭竜川右岸の支流のうち大谷川の大谷橋、的川の的川大橋、時能川の最下流に設置された橋梁並びに左岸の支流のうち永平寺川の古市橋、犀川の光明寺橋、南河内川の牧福島橋、河内川の山王橋および吉峯川の市荒川橋のそれぞれの橋梁下流端直下から上流の区域	2月16日から 9月30日まで	竿釣：餌釣り、ルアー・フライ釣り（ただし、ルアー釣りを行う場合、針はルアーから3cm以内）
	九頭竜川の高屋橋橋台下流端から北陸自動車道九頭竜川橋橋台上流端までの区域	2月1日から 5月31日まで	竿釣：ルアー・フライ釣りに限る（ただし、ルアー釣りを行う場合、針はルアーから3cm以内）
	九頭竜川の布施田橋橋台下流端から高屋橋橋台下流端までの区域および北陸自動車道九頭竜川橋橋台上流端から上流の区域 九頭竜川右岸の支流のうち大谷川の大谷橋、的川の的川大橋、時能川の最下流に設置された橋梁並びに左岸の支流のうち永平寺川の古市橋、犀川の光明寺橋、南河内川の牧福島橋、河内川の山王橋及び吉峯川の市荒川橋のそれぞれの橋梁下流端直下から下流の区域	2月16日から 5月31日まで	
もくずがに	九頭竜川の高屋橋橋台下流端から上流の区域	8月15日から 11月14日まで	たも網

表②

区域	期間	漁法
市荒川大橋橋台下流端より下流～1600mの地点から下流1800mまでの区域	公表した解禁日から 9月30日まで	友釣

北島橋橋台下流端より下流へ 40m 地点から浄法寺橋橋台下流端より下流へ 2000mまでの区域	公表した解禁日から 9月 30 日まで	友釣
五松橋橋台上流端より上流へ 500m 地点から五松橋橋台上流端より下流へ 500mまでの区域	公表した解禁日から 9月 30 日まで	友釣

3 前項の公表は、この組合に掲示し、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(全長制限)

第4条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
ふな	10センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、3,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料			
			(ア) 中学生以下	(イ) 女性	(ウ) 身体障害者	(ア)(イ)(ウ)欄 以外の者
あゆ	竿釣 (友釣、毛針釣、ころ釣)	1日	無料	3,000円	1,500円	3,000円
		1年	無料	6,000円	6,000円	12,000円
	わき投げ	1年	無料	20,000円	20,000円	20,000円
こい ふな いわな やまめ	竿釣	1日	無料	1,500円	1,500円	1,500円
		1年	無料	6,000円	6,000円	6,000円
もくずがに	たも網	1日	無料	1,500円	1,500円	1,500円
		1年	無料	6,000円	6,000円	6,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄の区域でやまめを対象とした遊漁をしようとする者は、同表の右欄の遊漁料を納付するものとする。ただし、遊漁者が中学生以下のときは無料とする。

区 域	期 間	遊 漁 料
九頭竜川全域 九頭竜川右岸支流のうち大谷川の大谷橋、的川の的川大橋、時能川の最下流に設置された橋梁並びに左岸の支流のうち永平寺川の古市橋、犀川の光明寺橋、南河内川の牧福島橋、河内川の山王橋及び吉峰川の市荒川橋のそれぞれの橋梁下流端直下から下流の区域	1日	1, 500円
	1年	8, 000円

3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 九頭竜川中部漁業協同組合

福井県吉田郡永平寺町松岡葵 1 丁目 101 番地

(2) 組合が委託した遊漁承認証取扱店

別紙一覧表

(3) その他組合が取扱いを委託したもの

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されたものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場区域内における川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(認可条件に関する事項)

第 10 条 この規則の適用水面は、坂井市三国町宿三国旧防波堤突端と坂井市三国町新保防波堤突端を結ぶ直線及び吉田郡永平寺町市荒川発電所放水路（向かって右端）の先端と当該鉄管の先端から、その鉄管を見通した対岸（勝山市北郷町坂東島）に設置した標柱とを結ぶ直線間における漁業権漁場とする。

(附 則)

この規則は、令和 6 年 5 月 14 日から施行する。

別記様式第1号 遊漁承認証

表面

写真添付 ※年券のみ	住所		
	氏名 (才)		
	生年月日		
	有効期間		
	遊漁料 円 (税込)		
発行年月日			
取扱者印	違反検印		
(注) 遊漁する場所において、監視員に納付する場合は 3000 円加算			
令和 年度 <u>No.</u>			
(遊漁期間) (遊漁区域)			
遊漁承認証			
九頭竜川中部漁業協同組合 印			

裏面

注意事項

- (1) 遊漁中はこの証を携帯してください。携帯しないで遊漁したときは、当該場所において遊漁料に 3,000 円を加算した額を納付していただきます。
- (2) 漁場監視員の要求のあったときは、本証を提示してください。
- (3) 本証の使用は記名者本人に限ります。
- (4) 本証は再発行、補償、払戻しはいたしません。
- (5) 遊漁規則を厳守してください。
- (6) 年券の場合には、最近 6 ヶ月以内に写した上半身無帽の写真を貼り付けてください。貼り付けしていない場合は無効として取り扱います。
- (7) あゆ友釣の仕掛け針はおとりあゆの尾びれ末端から 10 cm 以内で、柳または 4 本いかり以内とします。リールは使用禁止やまめ・いわなを釣る場合、布施田橋上流の九頭竜川本流でのエサ釣りは禁止されています。ルアー釣りを行う場合、針はルアーから 3 cm 以内とします。
- (8) 落雷には充分気をつけて、高压線の近くでは、特に感電に注意してください。
- (9) 遊漁中はたえず川の水かさに注意し、増水がはじまったら直ちに川からあがってください。

当組合が行っている増殖事業及び漁場管理

- (1) 当組合が行っている増殖方法は、稚魚の放流、産卵場造成、あゆ友釣り専用区の設定等です。詳しくは、当組合のパンフレットまたはホームページをご覧ください。
- (2) 遊漁料は、当組合が行っている増殖及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるもので、組合員・遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解下さい。

別記様式第2号 漁場監視員証

表

裏

NO

漁場監視員証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。

氏 名

生年月日

有効期間

発行者

九頭竜川中部漁業協同組合 ㊞

注意事項

- (1) 漁場監視員は厳正公平を旨として冷静に職務遂行にあたる。
- (2) 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。
- (3) 遊漁者に対しては楽しく釣りができるように、言語態度を温和にし、便宜を与える。

遊漁証取扱店一覧

ファミリマート勝山北郷店	勝山市北郷町坂東島 8-8
笠川一照	勝山市北郷町坂東島 30-54
竹生忠夫	勝山市北郷町坂東島 36-25
竹乃家	吉田郡永平寺町藤巻 64-1-5
南部一之	吉田郡永平寺町栗住波 5-25
もりいし釣具店	吉田郡永平寺町牧福島 24-9-1
松倉権一	吉田郡永平寺町轟 18-15
ローソン永平寺花谷店	吉田郡永平寺町花谷 4-8-1
竹沢おとり店	吉田郡永平寺町下浄法寺 8-12-1
つむろや旅館	吉田郡永平寺町東古市 13-26
木下つり具	吉田郡永平寺町松岡薬師 1-25
旅館松岡サウナ	吉田郡永平寺町松岡薬師 3-89
末永鮎店	吉田郡永平寺町松岡神明 2-32
金鎮均	吉田郡永平寺町松岡柵 32
坪田釣具店	吉田郡永平寺町松岡神明 32-10-1
九頭竜	吉田郡永平寺町松岡柵 32-43
さぎり屋	吉田郡永平寺町松岡上合月 36-50
フライフィッシング ショップ ロゼ	吉田郡永平寺町松岡下合月 33-14-1
あゆ友 山田	福井市高柳 23-7-2
尾崎おとり店	福井市菅谷 2-4-17
上州屋 新福井店	福井市開発 4 丁目 311
フィッシャーズ 福井店	福井市高柳 2 丁目 623
フィッシング ショップ フナヤ	福井市二の宮 2 丁目 27-9
フィッシング ポイント	福井市八ツ島町 31-601
釣日記	福井市中角 13-19-1
越前フィッシング センタ-	福井市三郎丸町 3-1105
ファミリマート FC 丸岡磯部島店	坂井市丸岡町磯部島 9-20-1
はんや	坂井市丸岡町本町 1-16
伊藤純也	あわら市上番 50-51
小林釣具店	鯖江市三六町 21-1-5

遊漁規則の施行の日

昭和 58 年	9 月 1 日	
平成 元年	5 月 2 日	一部変更認可
平成 4 年	5 月 29 日	〃
平成 5 年	9 月 1 日	〃
平成 8 年	5 月 31 日	〃
平成 10 年	6 月 26 日	〃
平成 10 年 12 月 25 日		〃
平成 12 年	4 月 18 日	〃
平成 15 年	4 月 22 日	〃
平成 24 年	6 月 15 日	〃
平成 25 年	9 月 1 日	〃
平成 30 年	5 月 29 日	〃
令和 元年	5 月 31 日	〃
令和 5 年	9 月 1 日	〃
令和 6 年	月 日	〃